

持続可能な公共交通を実現する 未来都市・あだち

～ みんな
～ 協働で支える地域公共交通 ～

— 足立区 —

地域公共交通計画

REGIONAL PUBLIC TRANSPORTATION PLAN



令和7年3月

▲ 足立区

知ると分かる、すると変わる、



SDGs MODEL ADACHI

目 次

はじめに	1
------	---

社会情勢と計画策定のフロー	2
---------------	---

第1章 計画の概要	3
------------------	---

1.1 計画の位置づけ	3
1.2 計画区域	4
1.3 計画期間	4
1.4 計画の対象	5

第2章 公共交通をとりまく社会情勢と足立区の現状	7
---------------------------------	---

2.1 公共交通をとりまく社会情勢	7
2.2 足立区の地域公共交通をとりまく現状	10
2.3 公共交通に関する課題の整理	22
2.4 これまでに実施した取組み	23

第3章 計画目標等の設定に向けた検討	31
---------------------------	----

3.1 検討プロセス	31
3.2 足立区の移動実態・ニーズの把握	32
3.3 移動実態・ニーズから見る課題の整理	39
3.4 公共交通サービス水準の設定	41

第4章 目指すべき将来像と計画の方針・目標	51
------------------------------	----

4.1 目指すべき将来像	51
4.2 基本方針	51
4.3 計画目標	52
4.4 計画目標の体系	52
4.5 関係者の役割	53
4.6 計画目標ごとの取組み内容	54

第5章 数値指標 55

第6章 目標達成のための取組み 65

- 6.1 取組みの概要 65
- 6.2 取組みのターゲット 67
- 6.3 計画達成のために実施する取組み 68

第7章 取組み体制・達成状況の評価 87

- 7.1 継続的な取組みの体制 87
- 7.2 計画達成状況の評価 88

巻末資料 89

- 資料.1 足立区地域公共交通活性化協議会規約 89
- 資料.2 足立区地域公共交通活性化協議会委員名簿 92
- 資料.3 開催結果 93



はじめに

足立区には、南北方向を主とした6事業者8路線の鉄道網が通っており、特に北千住駅は世界でも上位の乗降客数を誇っています。バス網においても、多くの事業者により100系統を超える路線が運行され、平成12年にはコミュニティバスはるかぜ1号が運行を開始し、平成21年までに12路線へと拡大しました。

平成23年12月には「足立区総合交通計画」を策定し、徒歩・自転車・自動車・公共交通などすべての移動手段を対象とした総合的な交通計画として、交通空白地域の解消に向けた交通施策を進め、区内の交通空白地域は平成13年の約31.0%から平成30年には約5.7%まで大幅に減少しました。

一方で、平成30年に実施した「交通に関する区民意識調査」の結果では、交通空白地域以外に居住している方でも、日常的な移動に不便を感じている割合が高いことが判明しました。この結果を受け、令和元年11月には、総合交通計画を改定。交通不便度が高かった地域（交通不便地域）を抽出し、花畠周辺地域の社会実験バス「ブンブン号」の検討や、入谷・鹿浜地区の足立区デマンドタクシーなど、地域のニーズに合わせた対応を検討してきました。

近年では、様々な先進技術を活用した多様な交通手段が登場し、全国各地で実装が進む一方で、人口減少等による長期的な利用者の落ち込みや新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、働き方改革の一方で進む深刻な運転士不足など、日本全体で公共交通を取り巻く環境に大きな変革期が到来しています。

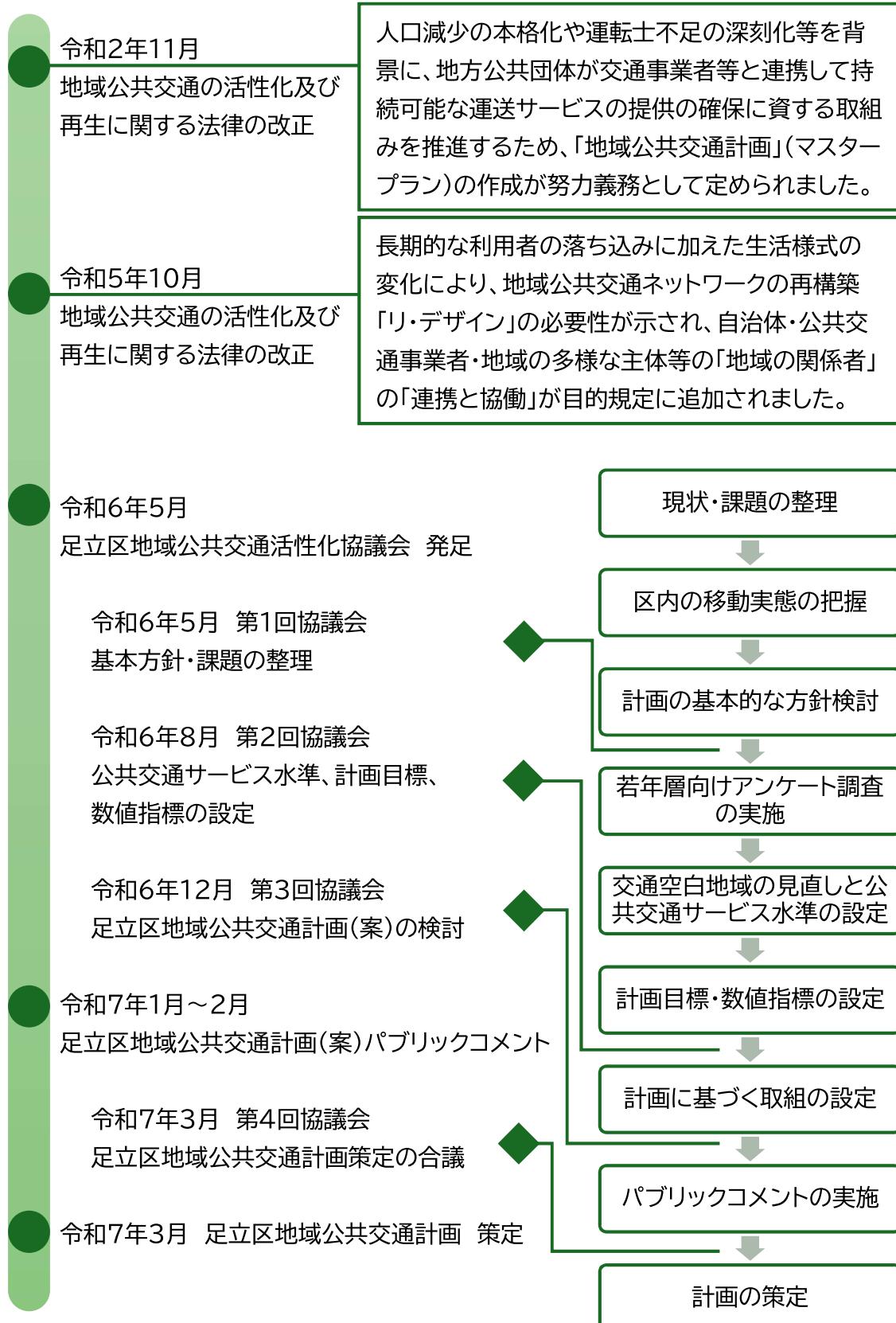
足立区においても、利用者の減少と深刻な運転士不足により、令和6年3月にははるかぜ3号、10号を含む複数のバス路線が運行終了し、令和7年3月末にははるかぜ7号も運行終了となるなど、区民の生活に影響が出てきています。

このような背景から、令和5年10月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」では、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」（再構築）を加速化するため、目的規定に自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、地域の関係者相互間の連携と協働が促進されています。

そこで、令和6年5月に足立区地域公共交通活性化協議会を発足し、協議会による議論を経て、地域公共交通分野に関するマスタープランとして、「足立区総合交通計画」に代わる「足立区地域公共交通計画」を策定しました。

令和7月3月
足立区

社会情勢と計画策定のフロー



1

計画の概要

1.1 計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号、令和 5 年改正）」に基づき、全ての地方公共団体において作成や実施が「努力義務」として定められている「地域公共交通計画」として策定します。

令和 6 年度までの「足立区総合交通計画」（平成 23 年 12 月策定、令和元年 11 月改定）は、公共交通施策をはじめ、交通安全施策や自転車施策などの交通に関する総合的な計画となっていましたが、本計画は公共交通を主な対象として、目指すべき将来像や計画目標を定め、目標達成のための取組みを推進していくことを目的とします。

また、足立区が策定している計画の体系としては、「足立区基本構想（平成 28 年 10 月）」「足立区基本計画（令和 7 年 2 月）」の分野別計画のひとつとして、区の交通に関する基本的な方針を示すものとして位置づけます。

「足立区総合交通計画」から新たに策定した「足立区自転車活用推進計画」「第 11 次足立区交通安全計画」等の交通関連計画をはじめ、高齢者や障がい者等への移動支援の取組み、脱炭素社会実現に向けた取組み等、福祉・環境等の各計画と連携・整合を図ります。

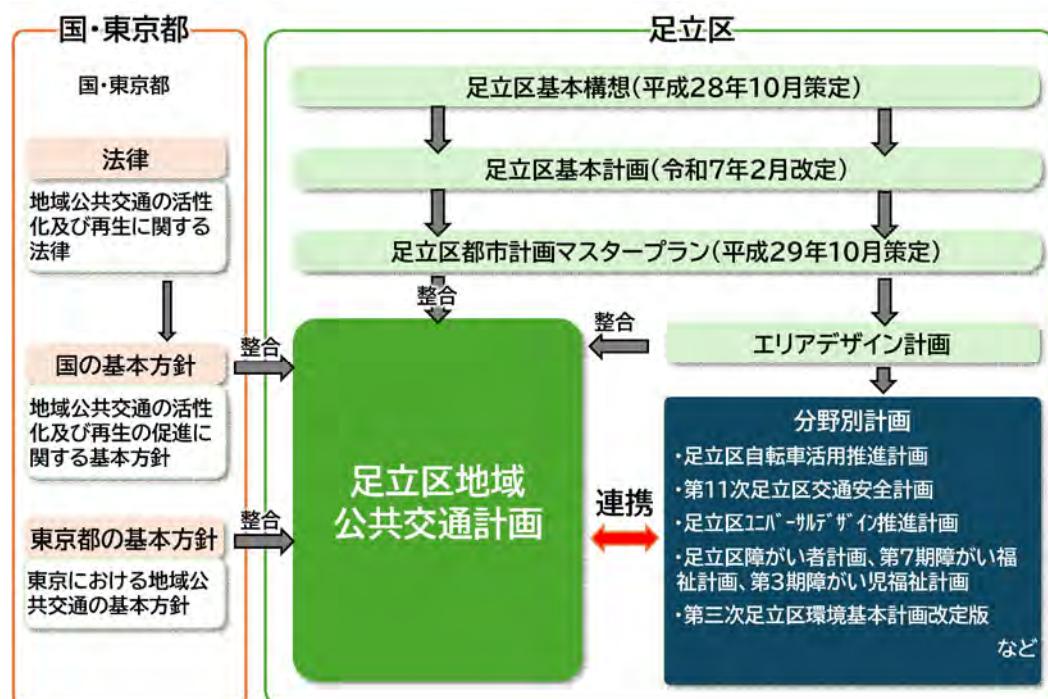


図 1-1 地域公共交通計画の体系

1.2 計画区域

本計画は、足立区全域を対象とします。

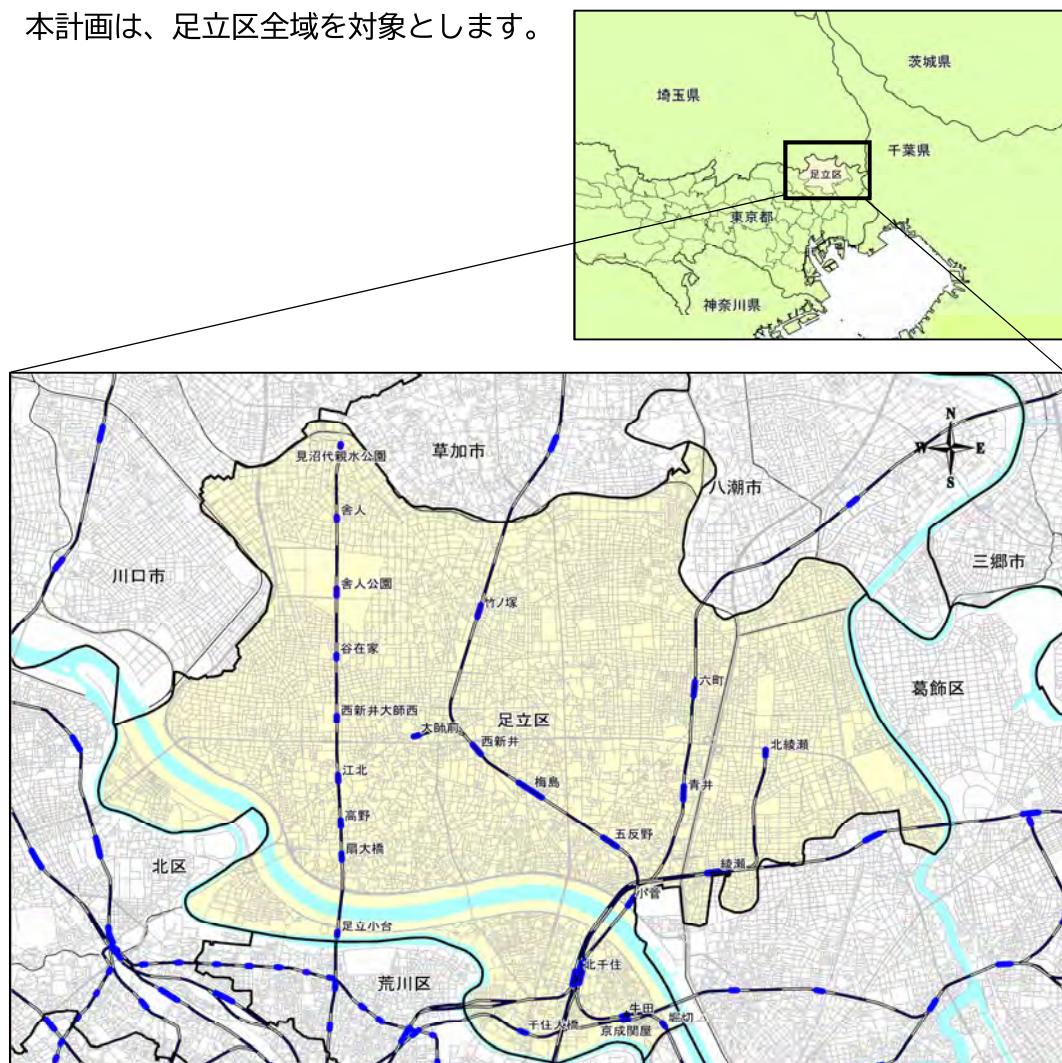


図 1-2 計画区域

1.3 計画期間

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画とし、最終年度を目途に計画の見直しを行い、次期の地域公共交通計画を策定します。

また、計画に定める取組みごとの実施期間は、令和 7 年度から令和 8 年度を短期、令和 9 年度から令和 11 年度を中期、計画期間を超える令和 12 年度以降を長期と位置づけ、毎年度、足立区地域公共交通活性化協議会を開催し、設定した数値指標に対してモニタリング・評価等を行います。

1.4 計画の対象

本計画で対象とする移動手段は、不特定の方の利用を対象とした公共交通とし、自動運転車両やグリーンスローモビリティ¹等の新たな輸送サービスを含みます。

介助が必要な方や障がいのある方、一部施設の利用者や学生等の特定の方の利用を対象とした移動手段は計画の対象に含みませんが、計画の対象とする公共交通等と、福祉輸送サービスや企業・学校等の送迎バス等との連携や調整を図りながら、本計画に定める取組みを進めていきます。

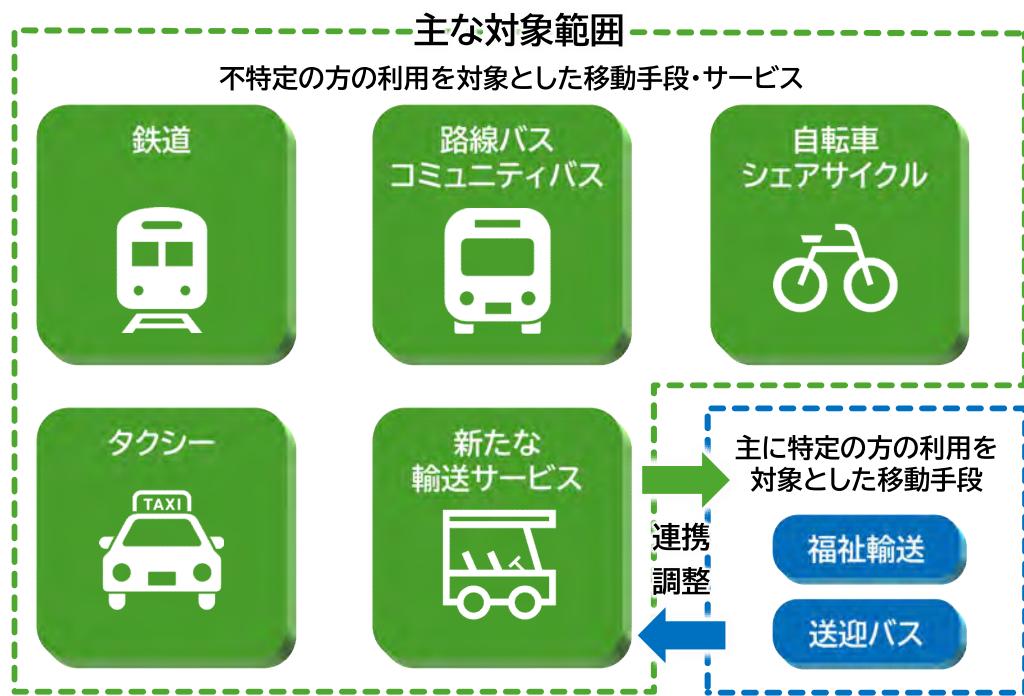


図 1-3 計画の対象範囲

¹ 時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称

